

# 文字化を通じた口誦世界の政事

吉 村 武 彦

## はじめに

当初は、文献史学の立場から声の世界と文字の世界との関連を説明しようと、「文字化を通じた口誦世界の政事」というテーマをかがげました。しかし、大学の用務やその他の雑用が忙しく、力量は別として、準備の時間がほとんどとれませんでした。そのため、従来の研究成果と課題を概観して、シンポジウムの報告にかえさせていただきます。

文献史学では、木簡研究や墨書・刻書土器研究が進展しています。木簡や墨書土器は地中から出土します。したがって木簡や墨書土器の研究は、それらが出土した遺構の調査とともに、木や土器などの遺物自体の考察が密接に関係しています。これはおもに考古学の分野に属しますので、

その成果に依拠しなければなりません。単に文字だけに注目するのでは通用しません。このように遺構と遺物を関連づけて研究する方法は、今日の文献史学ではほぼ常識化しています。また、文字の研究となりますと、古代文学や日本語学との関係が深くなります。こうした意味で、木簡研究と墨書土器研究では、考古学と古代文学・日本語学の分野との共同研究が重要です。

このように文献史学では、考古学・古代文学との協同で比較的研究が進んできたと思います。しかし、文字を書く行為自体の意義、文字化の意味を問う研究はおろそかにされていたのではないのでしょうか。はじめに、日本古代史と文字の表記問題について、少しふりかえってみます。

■日本古代史と表記問題 『日本書紀』は、一部の歌謡を除きますと、基本的には漢文で記述されています。しかし、

かつては『書紀』記載の詔勅に関して、「和文から漢文へ」書き換えられたとする説が存在しました。たとえば大化改新の詔勅です。

改新詔には和臭があつて、後の大宝令の条文で潤色されています。その説明として、「元は宣命のような和文体で書かれていたのが、後に漢文にして格調を高くした。その際、当時の現行法であつた大宝令で潤色した」というような説明ができました。こうした学説の前提として、改新詔の原和文説が存在していたからです。

ところが、今日ではこの和文説は別の研究からも成立しません。『日本書紀』編纂における巻別の区分論が、森博達さんによつて新たな展開をみせたからです。改新詔が記載されている巻二五の孝徳紀は、「基本的に正格漢文で書かれている」のですが、孝徳紀の詔勅には誤用が多いことが判明しています。そして森さんは、その誤用の理由として「中国人による(略)基本的な述作が修了してから、後人によつて加筆された」と想定しています(『日本書紀の謎を解く』中公新書、一九九九年)。漢文で書かれた文体をさらに潤色したことが、ほぼ明らかになりました。したがつて、今日では改新詔を含む孝徳紀の詔勅が、もともと和文で書かれていたと考えることはできません。

■稲岡耕二説と文献史学　かつての文献史学では、以上述

べたように、文章の表記問題については必ずしも厳格に考察してきませんでした。和文表記史というべき、この表記問題で積極的に問題提起されてきたのが稲岡耕二さんの一連の研究です(『人麻呂の表現世界』岩波書店、一九九一年、ほか)。この稲岡説を文献史学としてどのように評価していくのか、応えなければなりません。今回の報告では、稲岡説を真正面から受けとめ、批判的に継承していきたいと思ひます。

稲岡説を一言でいいますと、和歌の表記史は古体歌(かつて略体歌と呼ばれていた)から新体歌(かつての非略体歌)へ、そして文字を推敲して作歌する段階というようになります。和文で記述することが可能になるのが第一段階、文字を推敲して作歌するレベルが第二段階です。この問題は和歌だけにあてはまるのではなく、政治的な文章でも同じことがいえます。話し言葉の和文を、和文のまま表記して記録する(第一段階)。そして、文字・熟語や語句などの用語を推敲して和文を書く段階(第二段階)になるからです。

宣命などの和文体も、単純な文から複雑な文章へ発展すると推測できるので、最終的には「文字を推敲して作歌する」というシエーマにも注目したいのです。

つまり和文としての和歌だけではなく、和文体の宣命や

寿詞にも共通する問題として考察したい、ということでは、いなむしろ、和歌・宣命・寿詞の表記問題を一体的に捉える必要性があるように思います。宣命や寿詞では、「言葉や語句を推敲して口誦する」ということになるでしょう。今回は、この共通の要素を重くみたいのですが、散文としての異質性も軽視できません。この異質の要素を論じる史料にも恵まれていませんが、配慮が必要なことはいうまでもありません。

近年、政事(まつりごと)における「声の世界」の重要性が強調されてきました。これは正しい指摘ですが、これを単に「口誦から記載へ」という問題として受けとめることは、かえってまちがいだと考えられます。素朴な口語の表現世界から、漢詩・詔勅などの漢語や漢文に影響された「文語的な声の世界」へ、問題を発展させていかねばならないと思います。

最後に、歴史研究者からみた表記史に対するアプローチの仕方について、一言述べておきます。表記史の研究には、歴史学と文学研究者の間に方法的な違いはないでしょう。しかし、歴史の研究者としては歴史のプロセスの問題を重視しなければならず、どうしても「成立史論」というような発想をもちます。しかも、史料の性格から七世紀後半という時期の評価と関連してきます。やはり歴史の研

究者ですの。

## I 和語の表記——字音表記から日本語的表記へ

最初に考えてみたいのは、和文の前提としての和語の表記問題です。和語の問題は、一般的にいえば人名や地名の問題からはじまり、国家的な支配と関係する職掌名の表記問題になります。

■『魏志』倭人伝 まず、三世紀の同時代的史料である中国正史の『魏志』倭人伝をとりあげます。『魏志』倭人伝には邪馬台国のことが書かれています。この邪馬台国の「邪馬台」の名称が、漢字の字音を使って表記された和語ということになります。「やまと」ないし「やまと」と読むのでしよう(『岩波古語辞典』補訂版)。

邪馬台国の名称でわかるかと思いますが、日本列島の在地性にもとづく国名などは字音表記の和語として記述されています。しかし、『魏志』倭人伝には職名などに漢語と和語の表記があります。

最近明確になったことですが、倭人伝には「市をつかさどる」という意味の「都市」の語がみえます(吉田孝「魏志倭人伝の『都市』」『展望日本歴史』4、東京堂出版)。これ以外にも「大夫」などの漢語表記があります。

一方、解釈が可能な和語表記の例として「卑狗」と「卑

「奴母離」があります。「卑狗」は「彦」と解釈していいでしょう。いちばん問題となるのは、「卑奴母離」です。この言葉は「ひなもり」と読むことはまちがいありません。その意味は、「夷（ひな）を守る」という意味の「夷守」と考えられます。『日本書紀』景行十八年条に地名としてみえます。

このように『魏志』倭人伝には「都市」などの漢語とまじって、字音表記の「卑奴母離」の語があります。

■人制の表記 次に取りあげたいのは、五世紀の人制の表記です。埼玉県の稲荷山古墳出土鉄剣銘に「杖刀人首」、熊本県菊水町の江田船山古墳出土大刀銘に「典曹人」の語がみえます。前者は「刀を杖つく人」という意味の武官、後者は「曹を典（つかさ）どる人」という意味の文官とされています。

また、『日本書紀』の雄略紀などに表1に掲げるような\*人という用語が出てきます。

雄略紀に多いことが特徴ですが、とても興味深いことです。ここでは「養鳥人」や「典馬（人）」に注目したいと思います。これら二字以上の\*人の語は漢語表記で、「動詞の語に目的語となる名詞の語」に「人」の字がつかれます。この制度を、治天下の王（後の天皇）に仕えて、\*の職掌（たとえば杖刀や典曹）に従事することになります。

表1 『日本書紀』の主な人制

紀年	記事（者を含む） <small>ひと</small>
神代第9段本文 神代第9段一書	持傾頭者、持帚者、尸者、舂者、哭者、造綿者、宍人 作笠者、作盾者、作金者、作木綿者、作玉者
景行40年	秉燭人
雄略即位前紀	大舍人、舍人
雄略2年10月	宍人部、厨人、河上舍人部、 <small>みまひと</small> 史部
雄略3年4月	湯人
雄略7年	漢手人部、宍人部
雄略8年2月	<small>うまかい</small> 典馬（人）
雄略9年5月	家人
雄略10年9月	養鳥人
雄略11年5月	川瀬舍人 <small>ななすゑのひと</small>
雄略14年1月	手末才技
雄略14年4月	負囊者
雄略23年8月	船人

す。このシステムを人制と呼んでいます（倭国と大和王朝）『岩波講座日本通史』2、一九九三年）。

問題は、これらの漢語表記の語をどのように読むのか、ということですが、『日本書紀』の本注「典馬、此云于麻柯比」（雄略八年条）を参照すると、『書紀』編纂時の読みは和語として読まれたということになります。これが五世紀にさかのぼるかどうかは、別の検討事項です。なお、「獲加多支鹵」の個人名や「斯鬼宮」などの宮名は字音表記の和語です。

これら同時代史料の鉄劍銘には、まだ部民制の実施を示す語がみえず、部民制は五世紀末から六世紀前半に出現したでしょう。

■部の表記 次に、その部の表記について考察します。部民には、(1) 名代・子代、(2) いわゆる豪族所有部(部曲)のほか、(3)「職業部」があります。(1)と(2)は名前や地名の關係で和文表記です。「鳥飼」・「鳥養」(部)や「馬飼」・「馬養」(部)など、いわゆる職業部の表記法が問題になります。すでに書いたように、これらは基本的に和語順の漢字表記です。いってみれば、「名詞プラス動詞」になります。つまり、漢字を訓として使い、読みと対応します。こうした和語順の部の表記には、ほとんど例外がないことが特徴です。これが、和歌でいう古体歌

(略体歌)の表現と関連してきます。そのプロトタイプにあたると思われるからです。

## II 宣命と寿詞

和文の表記は、和歌以外に宣命と寿詞があります。そのなかで、稲岡耕二さんが牽引してきた和歌の和文表記の研究が進んでいます。そればかりか、稲岡さんは和歌の和文表記が宣命の和文表記に影響したと指摘しています。「藤原宮址出土の木簡宣命に見る大書体表記は、人麻呂の技術的達成の応用に外ならない」（新日本古典文学大系『続日本紀』二「解説 続日本紀における宣命」六八九頁）と述べています。しかし、この点の評価はとりあえず保留しておきます。和歌・宣命・寿詞などを総合的に分析したいからです。

こうした稲岡説に批判的なのが、東野治之さんの考えです。東野さんは、日本語の表記法は古くからいくつか出来あがっており、時に応じて使いわけられ、併用されたと考えています（『書の古代史』七三頁、岩波書店、一九九四年）。そのなかでは、漢文の訓読を重視する立場といっているでしょう。

宣命と寿詞については文学・文献史学を問わず、多くの業績があります。ここではおもに文献史学の研究を取りあ

げますが、漢文の詔勅と宣命との比較研究が多く、成立史論や表記の問題については、必ずしも多くありません。なぜ、和文の宣命が記述されたのか、またその時期はいつなのか。こうした問題を解明していかねばなりません。

■宣命 宣命については、松本雅明さんの論文「宣命の起源」(『日本古代史論叢』吉川弘文館、一九六〇年)があります。松本説の骨子で重要な点は、「宣命は単純なことから表現できなかった」という論点です。これは「古事記」序文において、太安麻呂が述べた和文表記の困難さの問題と関係してきます。荘厳な宣命へと歴史的に発展する、と考えるわけです。

また、松本さんは「宣命は即位儀礼からおこる」と述べ、そこから拡がって、改元・立后や、賞賜等の機会に拡がっていったと考えています。そして、宣命を「詔勅の和文的な翻訳」と位置づけました。これは稲岡説を持ちだすまでもなく問題です。むしろ宣命が発達する一定の段階で、詔勅の取り込みが行なわれた結果とみるべきでしょう。ただし、人麻呂作歌の影響を考慮するなど稲岡説との親近性もあります。全体として、宣命の呪術的性格が強調されています。

ところで、宣命体の成立問題を考察するとき、「古事記」との関係をもとにみるのかは、興味深い視点です。表

記の問題から無視できないからです。以前から、初期宣命と「古事記」との関係が注目されています。最近では水林彪さんが、天平元年以前の初期宣命は『古事記』神話の影響が強いと指摘しています(『古事記』への道)『法制史研究』四七、一九九八年)。もつとも初期宣命(第一詔から第五詔)が「古事記」と通底していることは、かつて有坂秀世さんが『国語音韻史の研究』(三省堂、増補新版、一九五七年)で述べたところで、稲岡さんも追認しています(人麻呂歌集歌の筆録とその意義)『国語と国文学』四六一〇、一九六九年)。この点は承認するにしても、初期の宣命にも「二次的に整えられた内容」を想定する必要はないでしょうか。

■寿詞 寿詞については、柴田実さんに「古代の寿詞について」(『日本古代史論叢』吉川弘文館、一九六〇年)という論文があります。柴田さんは、寿詞の呪術的性格や言霊信仰との関係を強調し、歌謡調であるとしています。つまり、寿歌(ほぎ歌)との関係を指摘しています。『日本書紀』天智十年(六七二)条に「賀正事(よごと)奏す」とみえるので、史実だとすれば天智朝までいくことになりま

す。  
柴田さんは、寿詞は儀礼をとまなうと指摘しています。その例としては、賀正や新嘗祭、皇子誕生などがありま

す。新嘗祭には新室が造られ、寿歌が献上されます。こうした時に寿詞が唱えられます。口誦の世界で伝承されるのか、文字世界で和文が存在したのか、重要な検討課題です。

■**宣命と寿詞の特徴** ここでは和歌・宣命・寿詞の共通性を強調したいと思います。しかし、宣命は散文ですので、その違いを認識することも必要です。いずれも和文体で口誦されます。もし和文として記録の対象になるとすると、和歌の例からみて「古体（略体）」のように表記されるのでしょうか。

儀礼との関係も重要な論点です。律令が導入されますと、各種の儀礼は荘嚴化すると推測されます。律令制支配が構想される天智朝には、漢詩が盛んになります。種々の詔勅や、漢籍の影響も考慮していかなければならないでしょう。また、言霊・言挙げなど言語呪術との関係が強調されていることも、十分に考えていかなければなりません。

### III 儀礼・政事と文字・文書——和文化への途

これまでの研究史をふりかえりますと、文書の作成は律令制国家の形成にともなう文書主義の採用が大きな画期になります。律令法にも各種の儀礼が規定されていますが、律令の施行以前にも儀礼が存在していました。律令法自体

は漢文・漢語ですが、儀礼などの言葉が話し言葉と同じ和文である可能性はたかいでしょう。しかし、その和文が文章に書かれて伝承されたのかどうか、ここが問題です。

また、律令制以前の時期において、政事（まつりごと）で文字や文書が使用されていたのかどうか、この問題から考えてみましょう。

■**政事と文字** 政事に文字が使用された具体例として、『日本書紀』欽明紀の屯倉管理をあげることができます。

欽明三十年条にみえる、吉備の白猪屯倉における「籍」や「丁籍」の記述です。「籍」は「ナノフムタ」（ふみいた、ふだ）のことで、文字がかかれた木片、つまり木簡のことです。この屯倉では労働者の名簿掌握に札が利用されていました。実物が出土したわけではありませんので、その実態はよくわかりません。しかし、「札」がいろいろな用途に使われたことは、各地から出土した木簡で判明します。

実際には六世紀代の木簡は出土していませんが、『書紀』の白猪屯倉の例が事実であれば、名前や年齢を記した六世紀代の木簡が出土するかもしれません。すでに韓国からは六世紀代の木簡が出土しています。

こうした「札」に関係するおもしろい史料が、『令集解』にあります。職員令治部省条の古記に、「譜第者、天下人民本姓之札也」とみえます。姓と札は、密接な関係があつ

たのです。また、後の時代になりますが、『令集解』の明  
法家説によれば、宮城の通過・宿直などに「札」が重要な  
役割をはたしています。白猪屯倉における札の利用は現実  
的な問題であったと考えられます。

■ 礼儀・政事と文字・文書 さて、儀礼の場における言語  
のもつ意味を再評価したいと思います。『日本書紀』天武  
十一年（六八二）八月条に「礼儀・言語之状を詔す」とあ  
ります。残念ながら、詳しい意味は不明です。日本古典文  
学大系本『日本書紀』の頭注には、「宮廷においてとるべ  
き礼儀、使用すべき言語を規定したものであろう」と書か  
れています。この言語が漢文か和文かは不明ですが、礼儀  
においても、言語が重要な意味をもったことは推測できま  
す。

儀礼の歴史をみていきますと、律令法の歴史や制度改革  
の重要な時期に、礼儀改革が行なわれています。憲法十七  
条がつけられた六〇四年（推古一二）に朝礼の改定、改新  
詔がだされた翌年の六四七年（大化三）には礼法が定まり  
ました。そして、六七〇年（天智九）に朝廷の礼儀が宣せ  
られます。『藤氏家伝』には、いわゆる近江令と関連づけ  
られて記述されています。そして、前述した天武十一年条  
になります。

なお、漢文で書かれた律令法の施行過程を考えますと、

六七一年（天智一〇）にいわゆる近江令の実施問題があり  
ます。体系的法典として近江令が存在したかどうかが議論  
されていますが、文章表記史との関係でいえば、たとえ個  
別法典であつても条文の編纂には重要な意味がありまし  
た。あらためて強調しておきたいと思います。そして、二  
番目が六八九年（持統三）の飛鳥浄御原令、三番目が七〇  
一年（大宝一）の大宝律令の完成ということになります。  
ここで、七世紀の文字・言語・文章の歴史を表2として  
簡単にまとめておきます。

■ 同時代史料からみた文字の使用とその意味 次に、七世紀  
後半の同時代史料として、地中から出土した木簡記載の文  
字・文書に注目したいと思います。なかでも注意したい作  
品は、『千字文』・『論語』と「難波津の歌」（『古今和歌集』  
仮名序に所収）です。

『千字文』は「漢字を覚えるための小学入門書」とされ  
ていますが、七世紀後半の藤原宮から出土し、平城宮木簡  
にもみえます。『論語』は、その語句を記載した木簡も平  
城宮から出土しています。学令の経周易尚書条に、大学で  
教授すべき経書の教科書が規定されていますが、『論語』  
は必修科目の一つです。この両書は、『古事記』応神段に  
和邇氏が「論語十卷、千字文一卷」を将来したことになっ  
ています。



表2 文字・言語・文章史の年表

604	推古 12	憲法十七条
620	推古 28	天皇記・国記
670	天智 9	庚午年籍（全国的戸籍）
671	天智 10	奏賀正事（「近江令」）
	天智朝	漢詩の隆盛
681	天武 10	律令の編纂開始、帝紀・上古諸事の記定
682	天武 11	新字1部 44巻、宮廷の礼儀・言語之状
	天武朝	人麻呂歌集
689	持統 3	撰善言司の設置、浄御原令 1部 22巻
701	大宝 1	大宝律令
712	和銅 5	古事記
720	養老 4	日本書紀

ところで、注目したいのは、この『論語』の一部を記した木簡が徳島市の観音寺遺跡から出土しました（『観音寺木簡』徳島県埋蔵文化財センター、一九九九年）。しかも発掘担当者の所見によれば、七世紀の第2四半期というのです。観音寺木簡のなかでも最古の木簡になりますが、出土遺構の時期については慎重に考えたいと思います。この観音寺遺跡からは「難波津の歌」の木簡も出土して

います。これまで平城京木簡や墨書土器のほか、法隆寺五重塔の落書で有名でした（東野治之『日本古代木簡の研究』塙書房、一九八三年）。この木簡は、層位からいえば天武朝ころの製作とされています。事実であれば、もつとも古くなります。

以上のように、『千字文』・『論語』・『難波津の歌』の作品を記した木簡が、遅くみても七世紀後半に出現しました。このなかで『千字文』・『論語』は漢語・漢文、そして「難波津の歌」が和文ということになります。

■政事と文字の習得 本報告では和文化的の意味を考えています。したがって、究明したい事実はこれらの木簡が習書される、その歴史の意味です。一部の研究者に、文化の普及現象として捉える見解があります。しかし、七世紀後半における和文の表記という問題を念頭におきますと、とても一般的な文化の普及というレベルではないでしょう。どうしても文字と文章の習得というレベルで考察する必要があります。広く政事の問題として捉えたいのです。

犬飼隆さんは、行事の席において儀礼として歌を歌う機会があり、そうした「歌の座」の筆録の必要性から、和歌木簡を考察しました（『観音寺遺跡出土和歌木簡の史的位置』『国語と国文学』七六一五、一九九九年）。これに対して、東野治之さんは土器・瓦や建造物などに「難波津の

歌」が書かれていることから、「実用的な仮名習得の暗誦用」であることをふたたび強調しています（『出土資料からみた漢文の受容』『国文学』四四―一一、一九九九年）。

こうした研究動向のなかで大胆に考えてみますと、「難波津の歌」は単に仮名の習得だけではなく、和語や和文の仮名書きの習得方法として習書されていたと思われる。これに対し、『千字文』は漢字と漢語の習得、『論語』は漢語・漢文の習得方法として、利用されていたのではないだろうか。

最後に、漢文と比較した和文研究の課題を再度指摘しておきます。宣命の問題としては、なぜ和文体の文書が記録される必要があったのか、ということになります。また、文字を通して和文をつくる意図はどこにあったのでしょうか。宣命は音読されます。音読が必要な政事の場合どのような世界なのか、音声による意思の伝達と文書による意思伝達の差異を説明していかねばなりません。

〔付記〕 小稿は、シンポジウムの報告に補訂を加えたものです。報告の準備不足は否めず、発表もはばかられますが、今後の研究の捨て石として記録にとどめておきます。

なお、内容的には「古代における漢語・漢文の受容と和語・和文表記」（『駿台史学』一〇九、二〇〇〇年三月）と

一部重複しますが、読者のご海容をお願いします。